

深谷市告示第 80 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

深谷市長 小 島 進

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日午前 8 時まで）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 区域の区分は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 第一種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途地域の定めのない区域
  - (2) 第二種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から 5 デシベルを減じて得た値とする。
  - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第

1 項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園